

## 長崎市立学校学習者用パソコン等貸与規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、市立学校における学習者用パソコン等の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習者用パソコン 学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたパソコン（その使用のために必要な付属品を含む。）をいう。
- (2) モバイルルータ 学習者用パソコンをインターネット接続するための機器をいう。
- (3) 使用者 市が貸与する物品（以下「貸与物品」という。）を使用する市立学校に在籍する児童生徒（以下「児童生徒」という。）をいう。
- (4) 貸与対象者 使用者の保護者（親権者、監護権者又は未成年後見人）をいう。

### (貸与物品)

第3条 貸与物品は、学習者用パソコン及びモバイルルータ（貸与対象者の自宅にインターネットに接続するための環境が整っていない場合に限る。）とする。

### (管理)

第4条 教育研究所長は、貸与物品の総括的管理を行うものとする。

2 市立学校の校長（以下「学校長」という。）は、各学校における貸与物品の貸与の状況を明らかにするために、学習者用パソコン貸与台帳（第1号様式の1）及びモバイルルータ貸与台帳（第1号様式の2）（以下「貸与台帳」という。）を備えなければならない。

3 学校長は、各学校における貸与物品の貸与状況に変更が生じたときは貸与台帳に記載するとともに、教育研究所長に報告しなければならない。

### (貸与期間)

第5条 貸与物品の貸与期間は、貸与を決定した日から児童生徒の卒業認定日前2か月以内において各学校長が定める日までとする。

### (貸付料)

第6条 貸与物品の貸付料は、長崎市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年長崎市条例第14号）第7条の規定により無償とする。

### (申請等)

第7条 貸与対象者は、貸与物品の貸与を受けようとするときは、使用者が在籍する学校の校長に対し、学習者用パソコン等貸与申請書兼承諾書（第2号様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 学校長は、前項の申請書の提出を受けたときは、当該内容を審査し適当と認められた場合に、貸与物品を貸与するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校長は、自然災害その他の特別な事由が生じた場合には、申請書の提出を省略し貸与物品を貸与することができる。

4 学校長は、前項の規定により貸与物品を貸与したときは、自然災害その他の特別な事由の終了後速やかに第1項に規定する申請書の提出を求めなければならない。

### (貸与物品の取扱い)

第8条 前条第2項又は第3項の規定により貸与物品の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）及

び使用者（以下「被貸与者等」という。）は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 被貸与者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を第三者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品を学習活動以外に使用すること。
- (4) 貸与物品を利用し、第三者に対して危害を加えること。
- (5) その他貸与物品の貸与の目的に反する行為を行うこと。

3 被貸与者等は、教育研究所長又は使用者が在籍する学校の校長から貸与物品の管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

（充電及びインターネット通信に係る経費）

第9条 被貸与者は、使用者が貸与物品を使用するにあたり、次に掲げる経費を負担しなければならない。

- (1) 使用者が在籍する学校以外の場所における学習者用パソコンの充電に係る経費
- (2) 使用者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費

（亡失又は破損の事故報告）

第10条 被貸与者は、貸与物品を亡失し、又は破損したときは、使用者が在籍する学校の校長に対し、直ちに学習者用パソコン等亡失・破損届（第3号様式）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、亡失又は破損の事由が被貸与者等の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸与物品の原状復旧に要する費用は、被貸与者の負担とする。

（損害賠償）

第11条 被貸与者は、貸与物品の使用に当たり、被貸与者等の責めに帰すべき理由により市、市教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

2 貸与物品の使用に当たり、被貸与者等の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び市教育委員会はその責任を負わないものとする。

（貸与物品の返却）

第12条 被貸与者等は、第5条に定める貸与期間が終了する日までに、使用者が在籍する学校の校長に対し、学習者用パソコンを返却しなければならない。

2 第5条に定める貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当したときは、同条の規定にかかわらずその時点をもって貸与期間は終了するものとし、被貸与者等は貸与物品を返却しなければならない。

- (1) 使用者が貸与を受けた学校に在籍しなくなったとき。
- (2) 被貸与者等が第8条第2項の規定に違反したとき。
- (3) その他貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

3 被貸与者等が貸与物品を学校長が指定する日までに返却せず、学校長からの督促にも応じない場合は、被貸与者は貸与物品の価格を弁償する責任を負う。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。